

砂川市条例第7号  
令和8年3月18日

砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤 明彦

( 別 紙 )

## 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例

(砂川市地域交流センター条例の一部改正)

第1条 砂川市地域交流センター条例（平成18年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表2（第13条関係）備考第2項中「市内に在住又は市内の学校に通学する小学生、中学生及び高校生」を「市内の学校（義務教育学校及び高等学校に限る。）に通学する児童生徒又は市内に在住し、市外の学校（小学校、中学校、高等学校等をいう。）に通学する児童生徒」に改める。

(砂川市体育施設条例の一部改正)

第2条 砂川市体育施設条例（平成6年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1 砂川市総合体育館使用料（第9条関係）の備考第6項中「中学生以上」を「中学生（義務教育学校後期課程等の生徒を含む。）以上の者」に改め、同表の備考に次の1項を加える。

10 小・中学生とは、義務教育学校等の児童生徒を含む。

別表第2 砂川海洋センター使用料（第9条関係）の備考に次の1項を加える。

7 小・中学生とは、義務教育学校等の児童生徒を含む。

別表第3 砂川市弓道場使用料（第9条関係）の備考に次の1項を加える。

5 小・中学生とは、義務教育学校等の児童生徒を含む。

別表第4 砂川市営野球場使用料（第9条関係）の備考に次の1項を加える。

8 小・中学生とは、義務教育学校等の児童生徒を含む。

別表第5 砂川市営テニスコート使用料（第9条関係）の備考に次の1項を加える。

9 小・中学生とは、義務教育学校等の児童生徒を含む。

別表第6 砂川市営陸上競技場使用料（第9条関係）の備考に次の1項を加える。

8 小・中学生とは、義務教育学校等の児童生徒を含む。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。